



# 河小だより

四日市市立河原田小学校  
第3号 2018. 5. 10

## ★授業 100%★

授業には、すべてが詰まっています。「学力」は勿論のこと、友達との関係づくりの方法「人間関係調整力」、自分の考えを分かりやすく相手に伝える「コミュニケーション能力」などを育成する要素が詰まっています。子どもたちは、授業にしっかり取り組んでいれば、上述した力が自然と身につけていくよう、教師は、授業を考えています。学級・学年の仲間とともに、授業を創る、学校のきまりを守る、委員会の活動や掃除・給食の係活動を一生懸命する、そのような活動を仲間とともに毎日続けることで、自分は認められているんだ、自分は大切な存在なんだと自己有能感をもったり、自尊感情を高めたりします。小学校の教育は「人づくり」。そのために、全ての教育活動を計画・実施しています。どうぞ、今後とも、河原田小学校の教育活動へのご理解、ご支援をよろしくお願いします。

さて、PTA 総会の学校紹介の中で、学び合う子ども、「ペア・グループ活動」を大切にした授業、聴き合う関係の構築など、本校の授業スタイルについて簡単に話をさせていただきました。詳しくは、と言われると表現することが難しいのですが、次のことを全職員が共通認識して、授業に取り組んでいます。

### ○「聴き合える関係」をつくる。

→「ねえ、わからない。ここ教えて。」が言える雰囲気作りをする。

→「つまり」、「でもね」で聞くことができる仲間づくりをする。

### ○きれいな環境を整えることの日常化を図る。

→全校で帰りの会後に一分間整頓タイムを持つ。

自分の身の周り（机の中や机の周り、ロッカー、げた箱、水筒のひもなど）教室（黒板、階段、掲示物、本棚、掃除道具、靴かけなど）の整理整頓をする。

### ○すぐに調べられる環境を整える。

→辞書などを準備する。

→ブックスタンドを利用して本の紹介をする。

### ○授業規律を整える。

→名前を呼ばれたら返事をする。休み時間のうちに次の時間の準備をする。45分授業（始まりー終わり）を徹底する。机上の整理する。

### ○ていねいに作業に取り組ませる。

→見やすいノートをつくる。定規を使って線を引く。習った漢字は使う。下じきを使う。

授業参観をする機会があれば、上記のことを気にかけて、学校の状況・教室の状況・教師の指導・子どもたちの様子を見ていただくと、今までとは違った側面を見ることができるとも思われます。本年度も、本校の教育活動に、ご理解、ご支援、ご協力、よろしくお願いします。

## 授業で大切にすること

- 「わからない」「教えて」が言える
- 自分が納得できるまで聴く
- 相手が納得するまで教える



## ★5年生が四日市農芸高と交流 田植え体験!!!★

5月8日(火)5年生が四日市農芸高の生徒とともに田植えをしました。毎年のことですが、よく整えられた田、田植え綱の手法、高校生からの苗の手渡しなど、相手が小学生であることをよく考えてくれていることが分かります。子どもたちもそのことに感謝して一苗一苗を植えていることを願います。

田の管理は大変です。田植えまでには、前年から稲刈り後にトラクターで2度3度、田起こしをしているはずですが、田植えの前には、代掻き、畔の草刈りをしているでしょう。このような下準備を農芸高校の先生方や生徒がやってくれるのでしょうか、この見えないところを子どもたちには教えていきたいです。米作りを知るうえで、田植え、稲刈りよりも、田起こしや水の管理、除草薬散布、畔草刈りなどの作業が大変で大切であることを知ってほしいものです。下校時に畦を荒らす子どもがいます。畦の大切さや畦草刈りの大変さを知らないからだと思います。「子どもだから」とか「道草するのは仕方ないね」とかいうことで済ませてはいけないことです。田作りを勉強することで、労働の大変さ、尊さを知るとともに、単に、田植えを体験して「米作りって大変だな」と思わないように、授業の中で、学ぶことを願っています。

農芸高校の先生方や高校生のおかげで、貴重な体験をすることができました。今後も、観察会や稲刈りなどでも交流させてもらいます。

今後とも、よろしくお願いします。



## ★交通安全確保について★

新年度が始まってから四日市市内において、登下校時や放課後に少なからず交通事故が発生しています。本校においては、本年度は交通事故の報告はありませんが、改めて子どもたちの登下校時や放課後の交通安全確保に留意したいと思います。

子どもたちには、交通事故の危険を予測し、回避できるよう下記の点を中心に指導します。

保護者の皆さんにおきまして、改めて、お子様と交通安全についてお話していただくと幸いです。

- 歩くときは、横一列になって車道にはみだしたりしない。
- 交差点を通るときは、必ず一旦停止及び左右の確認を行い、決して飛び出さない。特に横断歩道を渡るときは信号を過信せず、左右を十分に確認してから渡る。
- 自転車乗車の際は、ヘルメットを着用すること。

※道路交通法63条の10には、「13歳未満の子どもを自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません」とあります。児童生徒や保護者へのヘルメットの着用の啓発をお願いします。